科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 22 日現在

機関番号: 12603

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15K01873

研究課題名(和文)交錯する民族性と領域性の境界:バスクとカタルーニャのパラディプロマシー比較研究

研究課題名(英文)Comparative Study on Paradiplomacy led by the Basque and Catalonian Autonomous Communities: Mingled Boundaries of Nationality and Territoriality

研究代表者

萩尾 生(HAGIO, Sho)

東京外国語大学・特命事項担当室・教授

研究者番号:10508419

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文): スペインのバスク自治州政府とカタルーニャ自治州政府が主導する国境を越えた対外活動(パラディプロマシー)において、「ウチ」と「ソト」との境界は、地理的な範囲に着目する「領域性」原理に基づけば自治州の境に設定されるが、ヒトの繋がりに着目する「民族性」原理に基づくと曖昧になり、両政府の活動範囲に差異が見られる。その要因としては、対外活動のアクターの設置形態、自治州を「ホームランド」と見なす認識の共有度、自治州の人口規模、在外同胞との関係などが示唆された。

研究成果の概要(英文): With reference to the "external" actions (paradiplomacy) implemented by the Basque and the Catalonian Autonomous Governments in Spain, the boundary between "interior" and "exterior" is fixed on the border of the respective Autonomous Communities, from the criterion of the "territoriality". On the contrary, from the criterion of the "nationality/ethnicity", this boundary becomes ambiguous and certain difference of demarcation can be found in the external actions of the Basque and the Catalonian Governments. It is suggested that this difference of demarcation may derive from the following factors: legal status of the actor of the external actions, degree of the common recognition of the putative "Homeland", population scale of the Autonomous Community, and the relation with the diaspora communities.

研究分野: 地域研究

キーワード: パラディプロマシー 文化外交 対外活動 バスク カタルーニャ 民族性 領域性 トランスナショ ナリティ

1 . 研究開始当初の背景

本研究は、文化外交(パブリック・ディプロマシー)研究の1つに位置づけられる。化外交とは、東西冷戦時代に西側から東側で行われた対抗的な情報宣伝活動を任に提唱した「ソフト・パワー」概念の影響に提唱した「ソフト・パワー」概念の影響に提唱した「ソフト・パワー」概念の影響をに提唱した「ソフト・パワー」概念の影響をは、官民連携のもと、広報や文化の影響をあって、外国の国民や世論に直接働きかける。外交活動を意味するようになってきた。日本では、2008年の日本文化政策学会発足会れて、文化外交への学術的関心が昨今られば、2008年の日本文化政策学会発足会れているアクターは、任意の主権国家の中央では、るアクターは、任意の主権国家の中央であることが、依然として多い。

こうしたなか、サブ・ナショナルな単位の対外政策に焦点を当てたのが、「パラディプロマシー」という用語である。この概念は、1980年代のアメリカ合衆国とカナダで誕生した。アカデミックな用語としての認知が高まったのは、英国の政治学者 Michael Keating らが編纂した Paradiplomacy in Action (1999年)を通してであろう。もっとも、その後のパラディプロマシー研究の大半は、とりわけ連邦制との関連において、パワーポリティクスに基づく国際関係論からの議論に終始しており、文化外交的側面に関する議論は、まだ少ない。

そこで本研究は、連邦制ではないが、それに近い政治体制として「自治州国家」を形成する現代スペインの中で、バスク自治州政府とカタルーニャ自治州政府が展開する対外活動の文化外交的側面に焦点を絞り、以下に述べる諸点を解明しようとするものである。

2.研究の目的

主権国家内部のサブ・ナショナルな政治行 政単位が当該国家の中央政府を介さずに国 境を越えて実践する対外活動 (パラディプロ マシー)は、主権国家間の外交(ディプロマ シー)と併せて、近年に顕著なトランスナシ ョナルな現象である。いずれの政策にも、そ の背後には「ウチ/ソト」という境界区分原 理が存在する。この原理は、人的集団の境界 である「民族性」と、人文地理的空間の境界 である「領域性」の2つの基準に支えられて いる。主権国家の場合は、建前上、国籍と国 境が、「民族性」ならびに「領域性」の双方 において、それぞれ「ウチ/ソト」を分け隔 てる基準線となっている。だが、両者の基準 による「ウチ/ソト」の区分は合致しないこ とがあり、とくにパラディプロマシーの場合 は、その他の要因が加わることで多重に錯綜 することがある。

本研究は、こうした多重の交錯がとりわけ確認されるフランス領内の「バスク地方」と「カタルーニャ地方」に着目する。各領域に対してスペインのバスク自治州政府とカタルーニャ自治州政府が実践するパラディプ

ロマシーが、その交錯状態をいかに解決しようとしているか(いないか)を比較分析し、「ソト」の範囲を確定することで反対に見えてくる「ウチ」としての地域の様態について、比較検討の視座を提示することを目的に掲げる。

より具体的には、本研究は、3年間の研究 期間内に、主として以下の5つの点を解明す ることを目指した。

<1>スペイン中央政府と自治州政府の権限分掌。スペインの現行憲法下では、相手国の同意と承認を要する「国際関係」は、国家の排他的専管事項とされるが、そうした合意を必ずしも要しない「対外活動」は、自治州政府の所轄下に成し得るという法解釈がある。ところが、スペイン中央政府による「2014年3月25日法」は、その法解釈の変更を迫った。よって、この新法が自治州の対外活動に及ぼす影響の分析。

<2>バスク自治州政府とカタルーニャ自治州政府の対外活動の全体像と相互比較。対外政策を主導しているのは、前者においては内閣府であり、後者においてはカタルーニャ外交評議会 DIPLOCAT であるため、主としてこれら 2 機関の活動を、文書資料と口頭の聴取により把握。

<3>フランス領内のバスク地方とカタルーニャ地方が、「民族性」かつ「領域性」の観点から、「ウチ」なのか「ソト」なのかの実態把握。

<4>国境を越えない対外活動の比較。バスクとカタルーニャの2自治州に隣接し、バスク語/カタルーニャ語文化を擁するスペイン国内の自治州として、ナバーラ、バレンシア、バレアレス諸島の3つが存在する。これらの自治州に対するバスク/カタルーニャ自治州政府の対外活動を参照し、国境を越える対外活動との相違を精査。

<5>グローバル社会の援用の実態。バスクとカタルーニャの自治州政府には、国際社会の言説を援用して、自らの対外政策を有利に展開しようとする傾向が管見される。よって、そうした事例の把握と解釈。

最後に、これら5つの観点から得られた知見をもとに、上述したような比較検討の視座を提示し、将来展望を示すことを企図している

3.研究の方法

本研究においては、対外活動の主たるアクターである、バスク自治州政府内閣府とDIPLOCATに対する調査を基軸に据えた。

2つの機関とも公的機関であり、情報公開に対して積極的であるため、膨大な文書資料がディジタル化されて公開されている。初年度において、これらの一次資料の収集と解読に多くの時間を割き、そこから生じた疑問点等について、これら2機関の関係者(幹部)に口頭で聴き取り調査を複数回実施することとした。つまり、本研究の手法は、一次資

料としての文書資料の解読と、それらの文書 作成に関わった人物の言説分析とに依拠す る、質的調査から成り立っている。

聴き取り調査は、被調査者が希望する言語 (バスク語、カタルーニャ語、スペイン語、 フランス語のいずれか)を用いて、通訳な で実施した。被調査者は、自分たちの主義主 張を広報したい意向があるがゆえに、調査に は概ね協力的である。もっとも、すでに文書 化されている公式見解以上の本音を引き出 すために、場合によっては会話の録音をせず、 最小限のメモをとり、聴取直後に記録するが、 聴取においては彼らの私的見解が少なから ず含まれているため、彼らの個人情報の取扱 いには十分配慮している。

対外活動のアクターである上記 2 機関の 受益者については、必要に応じて、一次資料 としての文書資料と言説分析を中心に、調査 を進めた。

本研究は、研究代表者と研究分担者の計 2 名から構成される。前者が全体総括とバスク関連の調査、後者がカタルーニャ関連の調査、を担当した。地域研究者は、自身の研究対象地域以外に関心が及ぶことが、ともすれば少なくなりがちである。こうした悪弊に陥らないよう、本研究においては、相互に相手の実地調査に同行し、相手の研究手法や対象地域を見聞することを目したものの、日程調整がつかず断念した。が、各自の現地調査の後に、その報告を行い、次回の現地調査に反映させることで対応した。

4. 研究成果

以上述べてきたような前提にもかかわらず、本研究は、以下に述べるようなスペイン内外の政情の変化を受けて、研究計画の変更を余儀なくされた。(a)政党の多極化と政治的空白。(b)カタルーニャ独立をめぐる不和の増幅。(c) E U諸国のテロリズムに対する厳正な対処。

(a)については、2015年12月に実施されたスペイン総選挙の結果、従前の二大政党体制が崩れて、政党が四極化し、その後の再選挙を経ても、組閣できない状況が2016年10月まで続いた。結果として、上記「2.研究の目的」の<1>に掲げた「2014年3月25日法」の実質的な運用は、法解釈の揺らぎもあり、しばしの間滞った。

(b)については、とりわけ 2017 年秋より高揚したカタルーニャ独立運動を受け、スペイン政府は憲法第 155 条に基づき、カタルーニャ自治州の自治権を差し止めた。これにより、本研究が前提としていたパラディプロマシーは、カタルーニャ自治州において消失した。また、自治権停止と前後して、本研究の最大の情報源であった DIPLOCAT も閉鎖され、文書や聴取を通しての情報収集が不可能となり、さらには遡及的にデータを確認する作業も中断された。

(c)については、ことにバスク自治州政府 関連の在外機関(パリとブリュッセル)への アクセスが困難となった。

こうした情勢急転に伴い、研究の進捗は当初予定よりも遅れた。研究期間の延長も考えたが、政情の先行きが見えないため、むしろ現在進行中の事態を記録し、後の考察に役立てることを優先させた。所期の目的を達成したとは言いがたいが、現地での調査を示唆されることは、上記「2.研究の目的」に列挙した5項目に準じて述べるならば、以下のとおりである。

<1>先述したとおり、現行スペイン憲法下 では、中央政府の排他的専管事項である「国 際関係」と、自治州政府の所管事項とされる 「対外活動」という法解釈上の区分が、1988 年のスペイン憲法裁判所の判決以来存在し てきた。ところが、「2014年3月25日法」は、 国境を越えた活動に関して、中央政府と自治 州政府の権限分掌をより明確にし、後者の活 動に一定の制限をかけることを目している。 例えば、自治州政府ならびにその外郭団体の 幹部がEU圏外へ出張する場合には、中央政 府への届け出が義務づけられた。ただし、法 文中の「国家の対外活動」や「対外政策」と いう概念の曖昧性は、従前の「国際関係」や 「対外活動」とどのように区分されるのか、 係争を喚起しかねない状況にある。スペイン の政治的空白の余波を受けて、自治州政府の パラディプロマシーに大きな影響はなかっ たようだが、2017年秋に、憲法第 155 条を適 用してカタルーニャ自治州の自治権が停止 されるという事態が発生したため、自治州政 府に対する中央政府の優位性は、改めて明確 になったと言える。

<2>パラディプロマシーの主たるアクターは、バスクの場合は自治州政府内閣府であり、カタルーニャの場合は、カタルーニャ自治州政府が主導するものの、その他の産官学機関等を含む DIPLOCAT と呼ばれるコンソーシアムに近い形態の評議会である。こうしたアクターの設置形態の違いは、自らの言語文化の対外普及を推進するバスク・エチェパレ・インスティテュート(自治州政府法によって設置された自治州政府の外郭団体)と、ラモン・リュイ・インスティテュート(カタルーニャ自治州及び周辺カタルーニャ語圏自治州の各種組織から構成されるコンソーシアム)の設置形態の相違にも、同様に見て取れる。

ここから推論されることは、バスクの場合、自治州政府の中枢部局が直接主導しているため、政権担当党の意向が対外活動に反映される傾向が、相対的に強い、ということである。カタルーニャの場合、複数の機関からアクターが構成されているため、バスクの場合ほどに特定の機関の意向に活動が強く影響されにくいと考えられる。とはいえ、DIPLOCATにはカタルーニャ自治州政府の主張が少なからず反映されている。自治州政府

の主義主張が前面に出ていると思われることを懸念し、中央政府に対するカムフラージュとしてコンソーシアム形態を採用した、というのが実態のようである。

<3><4>の「ウチ/ソト」の境界区分原理について、バスク自治州政府内閣府もDIPLOCATも、ともに自治州レベルの公的機関であるため、その活動範囲は各自治州の法令によって規定されている。

まず「領域性」の観点からすると、「ウチ/ソト」の境界線は、自治州の境界線とほぼ一致する。建前上、自治州の外側が、「領域性」から見た場合の、対外活動の対象地域となっているのである。

ところが、領域的に自治州の「ソト」であ るが、スペインの国内である隣接領域につい てのスタンスとなると、領域的に「ソト」で あっても、対外活動の対象地域とは必ずしも 見なされていない。例えばカタルーニャの場 合、同自治州に隣接するバレンシアとバレア レス諸島の2つ自治州は、ともに広義のカタ ルーニャ言語文化圏に属するが、バレンシア 自治州においては反カタルーニャ自治州感 情も根強い。同様のことは、バスク自治州に 隣接するナバーラ自治州においても言える。 こうした隣接自治州の場合、当該自治州の政 情いかんによって、カタルーニャないしバス クの「ウチ」としたい心情が露呈されること もある。しかし、現行憲法下では自治州の連 合が禁止されている。また、国内問題化させ て、中央政府と対峙するリスクをとるよりも、 国境を越えた対外活動による対内的効果を 優先したい意向が、カタルーニャとバスクの アクターに強く見受けられる。

次に、言語文化圏の共通性や在外同胞との 繋がりといった「民族性」の観点に立つと、 「ウチ/ソト」の境界区分は自治州の境界線 と一致しない事例が発生する。例えば、言語 文化的にバスク語文化圏に入るフランス領 バスク地方について、バスク自治州政府は在 外公館を設置せず(=「ウチ」とみなす) 様々な補助金助成を直接ないし間接的に施 している。一方のカタルーニャ自治州政府は、 フランス領カタルーニャ地方に在外公館を 設置して(=「ソト」とみなす) 当地に対 する種々の助成を施している。しかし、例え ば、武力によってバスク民族独立の獲得を目 指してきた非合法集団の解散がフランス領 バスク地方で執行されるに際して、バスク自 治州政府は「自治州のソト」だからという理 由でコミットしなかった。また例えば DIPLOCAT は、フランス領力タルーニャ地方に 在外拠点を設けていない。このように、「民 族性」の観点による「ウチ/ソト」の区分に は、政治的な恣意性が多分に含まれている。

最後に、<5>のグローバル社会の影響力を 援用することで自らの対外活動を効果的に 展開する傾向は、バスク自治州政府、 DIPLOCATの両組織に共通して確認される。両 者に違いがあるとすれば、民族的には「ウチ」 だが、領域的には「ソト」に位置する在外同胞に対する姿勢である。バスク、カタルーニャ双方の自治州ともに、在外同胞との関係を律する法律を制定しているが、前者の方が、4年ごとに「世界バスク系コミュニティ会議」を主催するなど、その関係に対外活動のアクターが関与する程度が高い。国連の在ュックをEU本部のあるブリスクの場合は、「民間大使」たる在外同胞の行は、「ウチ」としての「ホームランド」に対する認識の共有度、人口規模、歴史的背景など、いくつかの遠因が考えられるものの、憶測の域を超えておらず、今後の検討課題である。

なお、2017 年 11 月には、愛知県立大学の公開講座において、研究代表者と研究協力者が、バスクとカタルーニャの現状について、本研究から得られた知見を踏まえて、報告を行った。この中間報告は、その後の展開を補いつつ、2018 年度中に国内の出版社から刊行されることが決定している。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

[1] <u>奥野良知(2017):「カタルーニャはなぜ独立を求めるのか?」『共生の文化研究』12、pp.112-130。</u>

[2]<u>奥野良知(2017):「カタルーニャの独立へ</u>向けた『プロセス proces』の現状 (2017 年 1 月時点)と経緯」『共生の文化研究』11、pp.48-72。

[3] <u>奥野良知(2016):「カタルーニャでなぜ独立主義が高まっているのか?そして、カタルーニャでの独立の高まりは我々に何を提起しているのか?」『愛知県立大学外国語学部紀要。地域研究・国際学編』48、pp.27-59。[4] 萩尾生(2016):「在外バスク系同胞の過去・現在・未来」沖縄移民研究センター『移民研究』12、pp.13-30。(査読付)</u>

[5] 萩尾生、長谷川信弥、塚原信行、柿原武 史(2015):「越境する少数言語の射程」多言 語社会研究会『ことばと社会』17、pp.112-159。 (査読付)

〔学会発表〕(計9件)

[1] HAG10, Sho: "Significance of External Projection of the 《Minority Languages》: The Cases of Basque and Catalan" Second International Conference on Sociolinguistics, 04-06/09/2018, Eötvös Loránd University (Budapest) (発表確定) [2] 奥野良知「カタルーニャ・スペイン問題」愛知県立大学地域連携センター主催『シンポジウム:2017年の世界の動きと2018年の展望』2018年3月2日(於愛知県立大学) [3] 奥野良知「カタルーニャの独立運動とス

ペイン」愛知県立大学平成29年度公開講座 『地域から国民国家を再考する』、2017年 11月25日(於愛知県立大学)

[4] 萩尾生「問われているのは『地域』か『国家』か バスクの事例から」愛知県立大学平成 29 年度公開講座『地域から国民国家を再考する』、2017 年 11 月 25 日(於愛知県立大学) 招待講演。

[5]<u>奥野良知</u>「カタルーニャ独立問題のイントロダクション」カタルーニャ外交評議会、早稲田大学地域・地域間研究機構主催『シンポジウム:自決権と自決権EU-カタルーニャを事例として考える-』、2017年7月20日(於早稲田大学)、招待講演。

[6] <u>HAGIO, Sho:</u> "Toward a Dilution of the Ethnic and Territorial Boundaries in External Projection of the Basque Language?" Primer Congres Internacional sobre Revitalizacio de Llengues Indigenes i Minorizadas, 19/04/2017, Univ. of Barcelona.

[7] <u>奥野良知</u>「カタルーニャの独立へ向けた 『プロセス proces』の現状」『京都イスパニ ア学研究会創設 25 周年記念大会』2016 年 12 月 10 日(於キャンパスプラザ京都) 招待講 演。

[8] <u>奥野良知</u>「カタルーニャの独立派が構想する新国家の資源・エネルギー・環境問題」愛知県立大学地域連携センター主催『公開講座 環境と資源から見る国際社会 21 世紀の世界と日本』2015 年 12 月 12 日(於愛知県立大学) 招待講演。

[9] <u>奥野良知</u>「カタルーニャにおける独立志 向の高まりとその要因」『愛知県立大学世界 史研究会世界史セミナー』2015 年 10 月 31 日 (於愛知県立大学)、招待講演。

[図書](計2件)

[1] (単訳)マヌエル・モンテロ著、<u>萩尾生</u>訳(2018):『バスク地方の歴史 先史時代から現代まで』明石書店、302頁。

[2] (共著) Asier Barandiaran Amarika (Coord.), <u>Sho Hagio</u>, Iratxe Esparza Martin, Javier Rojo Cobos (2017): *Egile Nafarren Euskal Literaturaren Antologia*, 1. *Liburukia*, Nafarroako Gobernua, 295p.

〔その他〕

インタヴュー記事1件

[1] OKUNO, Yoshitomo, "Com a japonès que estima Catalunya, esper que es faci un Estat ideal partint des de zero", *Diari de Balears*. 27/03/2017

6.研究組織

(1)研究代表者

萩尾 生(HAGIO, Sho)

東京外国語大学・特命事項担当室・教授 研究者番号:10508419 (2)研究分担者

奥野 良知(OKUNO, Yoshitomo)愛知県立大学・外国語学部・教授研究者番号: 20347389

- (3)連携研究者
- (4)研究協力者 なし

以上